

プレカリアートユニオン事件：
東京地方裁判所での完全勝利和解について



令和元年9月12日

プレカリアートユニオン組合員各位
関係者各位

DMU 民主一般労働組合
代表者書記長 前田史門
TEL 090-1545-0307
FAX 0433-303-404

1 東京地方裁判所での完全勝利和解

当組合は、このほど、組合員である高木君が債権者となって提訴し、当組合が全面的に支援していたプレカリアートユニオン〈定期大会出席妨害〉事件（令和元年（ヨ）第21092号妨害禁止等仮処分命令申立事件）について、債務者であるプレカリアートユニオン（東京都渋谷区、代理人弁護士嶋崎量・中村優介氏）との間で、第4回審尋の期日において、請求の趣旨と同趣旨のことを内容とする裁判上の和解をしました。

2 事件の経緯

当組合は、平成31年3月2日、プレカリアートユニオンで働く非正規職員（アルバイト）の労働組合デモクラティック・ユニオンとして結成されたところ、結成当初より、団交拒否、賃金の踏み倒し、さらには、当組合の結成を“分派活動”とすり替えての懲戒解雇といった攻撃を受け、組合員全員が職場から排除されながらも、粘り強く闘争を継続してきました。

そうした中、執行委員職制である佐藤智秋氏の横領事件を証拠を挙げ

て告発し、また、一般組合員に選挙権・被選挙権がないというプレカリアートユニオンにおける定期大会運営上の不正（指名翼賛選挙）を突き止め、これを東京都労働委員会に申し立てて、執行委員長を自称している清水直子こと関口直子氏を、個人として被申立人に追加させる旨の決定（7月19日）を獲得するなど、懲戒解雇されたアルバイト2名の職場復帰とプレカリアートユニオンの運営正常化を目指し、毎月の街宣抗議行動、カウンターアクションといった直接行動にも取り組み、法的な権利行使と社会運動との両面で、着実に闘って参りました。

この間、組合員も10名の大台に乗り、また、他の労働組合や社会運動で豊富な経験を有する仲間の加入もあり、時に省みるべきこともありました。都労委での勝利命令獲得に向けて運動を推進しているところでした。

3 新たな不当労働行為

ところが、令和元年8月17日、被解雇者のアルバイトである高木君がプレカリアートユニオン定期大会の大会代議員に立候補したところ、プレカリアートユニオンを占拠している関口直子氏及び特定社会保険労務士である稲葉一良氏（登録番号13180300）は、高木君を反社会的勢力であると考えられる台湾人の男が所有し、「S」なる素性不明の男が居住する、エレベーターのないビルの5階の一室に呼び出し、権利停止処分に向けた査問会を開くと通知してきました。高木君は、所轄警察署からのアドバイスも踏まえ、この場所に行くことはありませんでした。すると、8月19日、関口直子氏は、高木君を1年間の権利停止処分にしたとして通知書を送りつけてきました。

関口直子氏は、もとよりプレカリアートユニオンの代表権がなく、全国ユニオンを管理している関口達矢氏との夫婦関係に基づいて実力でプレカリアートユニオンを占拠している者に過ぎませんが、その点を措くとしても、この権利停止処分の理由とされた、4月28日のレインボープライド2019における組合活動（労働相談）の“妨害”というのは、当組合の統制のもとに取り組んだ正当な労働組合活動であるプラカ

ードアクション（「連合傘下プレカリアートユニオンは非正規差別をやめろ」と書かれたプラカードを持って佇立）のことであり、私法上違法性が阻却されるものであることはもとより、それを理由とする処分は不当労働行為であることから、組合内での議論に基づいて本人訴訟で闘うことを決めました。

そこで、8月22日、プレカリアートユニオンを債務者として、高木君が、9月14日のプレカリアートユニオンに出席するのを仮に妨害してはならない旨の裁判を求め、提訴しました。

4 事件の争点

債務者プレカリアートユニオンは、8月30日、日本労働弁護団常任幹事の嶋崎量（神奈川総合法律事務所）、中村優介（江東総合法律事務所）弁護士を代理人にし、高木君の申立を全部却下すること及び申立費用を高木君の負担とする旨の決定を求める旨の答弁をしました。

当組合は、

- ① 高木君のプラカードアクションは労働相談を妨害していない
- ② 高木君に対する権利停止処分が不当労働行為である
- ③ 高木君に対する権利停止処分は、高木君による、定期大会での関口直子氏らに対する責任追及を恐れてのことである
- ④ プレカリアートユニオン執行部が選任されたという6月23日臨時大会は不存在又は無効である
- ⑤ プレカリアートユニオンでは、権利停止処分になっても、定期大会参加権を剥奪されることはない

の5点を軸として主張、立証活動を尽くしました。

DMUでは、その指針として専従者を置かないことにしており、組合員全員が在職で闘っている中、書面の準備や合綴にも苦勞する有り様でしたが、職場や住居が近い組合員が役割分担をして、また昼休み等も活用して高木君の本人訴訟闘争を支え、9月11日には、第4回審尋の期日を迎えました。

この期日において、裁判長からも、出頭した債務者代理人（中村優介

弁護士) に対する説得と、和解の強い勧誘があり、結局、債務者プレカリアートユニオンが高木君の要求を全部認め、定期大会への出席を妨げない旨の意思表示をしたことから、この条件を確実にするために裁判上の和解という形をとり、本件完全勝利和解に至りました。

5 総括

本件において注目すべきは、何よりも、当組合の上記④及び⑤の主張に対して、債務者プレカリアートユニオンからは、まったく反論がなかったことです。

裁判所も、第3回審尋の期日(9月9日)において、上記について反論することを債務者に促しましたが、あろうことか、債務者プレカリアートユニオンは反論を断念し、当組合の請求を事実上認諾するに至りました。

上記は、関口直子氏が今までにしてきた権利停止処分を口実とする定期大会、各会議への出席妨害が違法であることや、嶋崎量・中村優介弁護士への委任契約や報酬支払、関口直子氏自身に対する高額な役員報酬支払の根拠でもある6月23日臨時大会の無効性を自認するものです。

当組合は、今回の完全勝利和解を受けて、プレカリアートユニオンの9月14日定期大会で関口直子氏の責任を追及することはもとより、6月23日臨時大会の不存在を前提とする法的措置を速やかに準備します。

また、プレカリアートユニオンでは、当組合との争議が始まって以来、多くの組合員が紛争に呆れ果てて組合を去り、組合員数は200名前後にまで減少し、多額の報酬と引き換えに、関口直子氏の意のままに当組合への不当労働行為を実施し、責任追及を受けている体制側の者も対象とする職制者のリストラが相次いでいます。

これを放置しては、当組合が都労委で勝利命令を獲得しても、その頃には、既にバックペイ等の支払原資が尽きているということが懸念される状況です。

そこで、6月23日臨時大会の不存在/無効を手がかりとして、日本

労働弁護団常任幹事でありながら“ビジネス労弁”に転じた嶋崎量・中村優介弁護士及び関口直子氏に流出した資金の回収や、会計担当役員でありながら、プレカリアートユニオンから毎年70万円以上の“報酬金”を引き出しており、利益相反行為が疑われる映画監督の土屋トカチ氏への金銭返還請求等、プレカリアートユニオンの資産と労働者の権利を「山分け」している関係者への全面的な責任追及を実施してまいります。

今回の事件は、組合員数わずか10名の労働組合が、組合員を支援して、日本労働弁護団の常任幹事という地位にある有名弁護士と、連合・全国ユニオン傘下プレカリアートユニオンという「軍産複合体」を粉砕し、組合員・労働者の権利を取り戻し、不当な権利停止処分をわずか1ヶ月の間に跳ね返したという点で、既存の労働運動や一部の労働弁護士に搾取、弾圧されている、あまねく全国の労働者、志ある労働組合に希望を与えるものであると確信しています。

今後も、当組合では、労働法・裁判手続に関する研鑽を続け、組合内での事例研究を強化しながら、使用者による、弁護士費用が無制限に支出できるという経済力の勾配を利用した組合潰しを無力化する運動体制の確立と、一部の墮落した労働組合と労働弁護士が結託し、知識の格差を前提として労働者を搾取するという収奪構造の解体に向けて、力強く運動を推進いたします。

以上

審尋調書 (第 1) (不口角罕)

事件の表示 令和元年(㊦)第21092号
期 日 令和元年9月11日午前10時30分
場 所 東京地方裁判所民事第36部審尋室
裁 判 官 豊田哲也
裁判所書記官 松原未希
出頭した当事者等 債権者 高木 ● ●
債務者代理人 中村優介

審尋の要領

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

東京都江戸川区●●●●丁目●●-●●

債権者 高木 ● ●

東京都渋谷区代々木四丁目29番地4号西新宿ミノシマビル2階

債務者 プレカリアートユニオン

同代表者 関口直子

同代理人弁護士 嶋崎 量

同 中村優介

第2 請求の表示

申立ての趣旨及び理由は、仮処分命令申立書記載のとおり

第3 和解条項

- 1 債務者は、債権者が令和元年9月14日に開催される債務者の定期大会に出席することを認める。
- 2 債権者は、本件申立てを取り下げる。
- 3 本件申立費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 松原未希

これは正本である。

令和元年9月11日

東京地方裁判所民事第36部

裁判所書記官 松原未希



仮処分命令申立書

令和元年8月22日

東京地方裁判所民事第 部 御中

債権者 高木 ● ●

当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

仮処分により保全すべき権利

団結権に基づく組合活動参加権

団体交渉権

第1 申立の趣旨

- 1 債務者は、債権者が、令和元年9月14日のプレカリアートユニオン定期大会に出席するのを、仮に妨害してはならない。との御裁判を求める。

第2 申立の当事者

- 1 債権者高木は、債務者プレカリアートユニオン（以下「債務者ユニオン」）の組合員である。

債権者高木は、若年性高血圧症と不眠症、気分変調障害を患って身体障害認定を受けている。そのため、疲労やストレスが蓄積すると血圧が急上昇し、就労困難となることがある。

債権者高木は、上記疾病を理由として生活保護決定を受けているが、福祉事務所からは、半就労・半福祉の方針で自立を目指すよう指導されている。

- 2 債務者ユニオンは、東京都渋谷区代々木4丁目29-4西新宿ミノシ

令和元年(ヨ)第21092号

債権者 高木 浩 孝

債務者 プレカリアートユニオン

答 弁 書

令和元年9月3日

東京地方裁判所民事第36部 御中

〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町3丁目30番7号

横浜平和ビル4階

神奈川総合法律事務所(送達場所)

電 話 045(222)4401

FAX 045(222)4405

債務者代理人

弁 護 士 嶋 崎



〒136-0071

東京都江東区亀戸2丁目22番17号

日本生命亀戸ビル4階

江東総合法律事務所

電 話 03(3637)6177

FAX 03(3685)2391

債務者代理人

弁 護 士 中 村 優 介



第1 申立ての趣旨に対する答弁

- 1 債権者の申立てを却下する。
 - 2 申立費用は債権者の負担とする。
- との裁判を求める。

第2 申立人が主張する内容に対する認否及び反論

- 1(1) 申立書第2の1のうち、債権者が債務者の組合員であること及び生活保護決定を受けていることは認め、その余は不知。
- (2) 同2柱書記載の内容は概ね認める。

同2(1)のうち、関口直子が債務者の組合員であること、令和元年6月23日の債務者における臨時大会において執行委員長に選任されたことは認め、その余は否認する。関口直子は、債務者の大会における選挙によって適切に選任された債務者の代表者である。また、関口は、債務者における組合活動においては、もっぱら旧姓である「清水」を通称として使用している。

同2(2)のうち、武内惇が債務者の組合員であること、令和元年6月23日の債務者における臨時大会において執行委員に選任されたことは認め、その余は否認する。

- 2(1) 申立書第3の1は概ね認める。
- (2) 同2の第一段落は認め、その余は否認する。
- (3) 同3の第一段落は、前田史門氏が債務者においてアルバイトをしていたことは否認し、その余は概ね認める。

同第二段落は不知。

同第三段落のうち、債務者が前田史門氏を1年間の権利停止処分に付した点のみ認め（権利停止の理由は含まず）、その余は否認する。

同第四段落のうち、不当労働行為事件が係属していることは認め、その余